

## 事 前 評 価 調 書

I 事業概要																																
事 業 名	農業農村整備事業（防災ダム事業）																															
地 区 名	大原池地区																															
事業箇所	豊明市栄町																															
事業のあらまし	<p>大原池は、50.8ha の農地ををかんがいするため池として地域農業へ重要な役割を果たしている。一方、本地域は東海地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、東日本大震災において、福島県の農業用ダムが決壊し甚大な被害が生じた例もあり、震災への不安が高まっている。</p> <p>平成25年度に行われた耐震点検により堤体の安定不足が判明したことから、堤体を補強し、ため池決壊による農地・農作物・農業施設・公共施設等への被害を未然に防止する。</p>																															
事業目標	<p><b>【達成（主要）目標】</b> ため池決壊による農地等 62.7ha の被害を未然に防止し、農業経営の安定を図る。</p>																															
事 業 費	事業費	内訳																														
	95 百万円	<p>■工事費 80 百万円、□用補費 一百万円、■その他 15 百万円</p>																														
事業期間	採択予定年度	平成 27 年度	着工予定年度	平成 28 年度	完成予定年度	平成 29 年度																										
事業内容	<p>堤体工 1式 緊急放流工 1式</p>																															
II 評価																																
①事業の必要性	1) 必要性	大原池は、農業用ため池として重要な役割を果たしているが、耐震点検の結果、堤体の安定不足が判明しており、地震時には決壊する恐れが生じている。 このため、池の堤体を補強することにより、ため池決壊による被害を未然に防止し、農業経営の安定を図る必要がある。																														
	判定	A	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																													
②事業の実効性		【理由】	本地域は、東海地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、南海トラフ地震については今後 30 年以内の発生確率が 70% と公表されていることから、速やかに堤体を補強する必要がある。																													
	1) 事業計画	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td></tr> <tr> <td rowspan="4">工種区分</td><td>調査・設計</td><td>↔</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>工事</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・堤体工</td><td></td><td>↔</td><td></td></tr> <tr> <td>・緊急放流工</td><td></td><td>↔</td><td></td></tr> <tr> <td>事業費（百万円）</td><td colspan="3">95</td><td></td></tr> </table>							H27	H28	H29	工種区分	調査・設計	↔			工事				・堤体工		↔		・緊急放流工		↔		事業費（百万円）	95		
		H27	H28	H29																												
工種区分	調査・設計	↔																														
	工事																															
	・堤体工		↔																													
	・緊急放流工		↔																													
事業費（百万円）	95																															
2) 地元の合意形成	本地区は、土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成が図られている。																															
判定	A	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。																														
	【理由】	事業理由に無理がなく地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。																														

### III 対応方針

事業実施が妥当である	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。
	事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

### IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目）  対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

- ・本地区は想定規模の地震がなければその効果は検証できないため、事業完了後5年間に実際に地震（震度5弱以上）が発生した場合に堤体への影響（漏水・堤体クラック等）を検証する。